

平成27年第1回
利根町議会臨時会会議録 第2号

平成27年5月14日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山	英彦君
総 務 課	長	高野	光司君
企 画 財 政 課	長	清水	一男君
税 務 課	長	石川	篤君
住 民 課	長	井原	有一君
福 祉 課	長	石塚	稔君
保健福祉センター	所長	秋山	幸子君
環 境 対 策 課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野	敏明君
経 済 課	長	大越	直樹君
都 市 建 設 課	長	鬼澤	俊一君
会 計 課	長	菅田	哲夫君
学 校 教 育 課	長	岩戸	友広君
生 涯 学 習 課	長	坂田	重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年5月14日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第2 議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第3 議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 日程第5 議案第30号 利根町監査委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第26号
- 日程第2 議案第27号
- 日程第3 議案第28号
- 日程第4 議案第29号
- 日程第5 議案第30号

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑の通告をされている議員は3名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により最初の質疑通告者は議長である私です。

会議規則第53条の規定により、議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長は議長席にお願いいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の質疑と発言の間、副議長である私が議長の職を務めます。議事運営にご協力をお願いいたします。

議案第26号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） それでは、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、通告しておきましたのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、その効果と対応についてということで通告してございます。

これはマイ番号制のことだと思うのですが、法律の当初の上がりから説明をいただきまして、その法律が適用されるというか、施行されることによって、行政、個人、法人等がどのような利便性を受けるのか、それをご説明いただきたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 今回、議案のほうでは補正予算ということでお出しさせていただきまして、番号制度に対しましては、現在、研修とかそういうものでやっている最中でございますので、そういうものを見ながらわかる範囲で説明させていただきます。

ただ、税法的な部分での知識しか、私、余りございませんので、その辺は足りないかもしれないのですが、持っている資料とかで説明させていただきます。

まず、制度のかなめというべき仕組みについて大まかに触れておきましょうということを出ているのですが、まず、番号制度の内容でございますが、第1の要点としては、番号制度は付番と情報連携と本人確認の三つの要点があるということでございます。

第1の要点としては付番ですということでございます。住民1人につけられている番号がどのようなものかを考える、番号のコンセプトを決める必要があると。そして次には、いつ、だれが、どのようにしてこの番号を振っていくか、これが付番の問題ですということでございます。

住民一人一人につけられる番号が、このような番号法を個人番号と呼び、住民の個人情報を個人番号を加えたものを特定個人情報と呼んでいるということでございます。

第2の要点が情報連携だということでございます。個人番号のついた個人情報を利用することが認められた機関同士でどのようにして個人情報の利用、提供を行うか、これが情報連携の問題だということっております。番号法を、安全に特定個人情報を利活用す

ることを目的としていますので、利活用のための情報連携の仕組みなどをどのようにしていくか、これが一つの大きな問題だということでございます。

私どものところの窓口にお客さんが来たときに、うちのほうであれば税務課なので所得の何か証明が欲しいという場合に、前に住んでいたところでとってきてくださいということで今まで言っていたんですが、それがこれを導入することによって、窓口に住民の方が来たときに、もし龍ヶ崎市にお住まいの方だったならば、龍ヶ崎市のものをコンピューターのシステムの中から取り入れて、龍ヶ崎市から取ってこなくてもうちの窓口で処理できると、そういうものやっていくということでございます。

第3の要点としては本人確認だと、やはりこれが一番問題だとは思っていますが、特定の個人が真実その人であるかどうかを証明するにはどのようにするかということで、今からシステムを進めていくということでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） いまいち何かわかったような、わからないようなあれなんですけれども、要は今までいろいろな個人に、例えば窓口が違くと、福祉なら福祉のほうに1番であったものが、税務課のほうでは2番につけられていたり、それを統合することによって一つの窓口で1人の同一人物として認識できるよと、そういう利便性があるよということですね。わかりました。

今ちょっと触れていましたけれども、話を聞きますと、今年中にも町長からこういった番号が指定されるような、施行はちょっと後になるようですけれども、そのようなお話だと私認識しておるんですけれども、業務としてのシステム改修等、それに対する対応等、それは進んでいるのかどうなのかということと、もう一つは、これはここにも書いてありますように、納付書あるいは源泉徴収等にもこういった個人番号が記入されると思うのです。それを不正利用といいますか、それをしたときの罰則等の規定などは条例を定めてやるのか、あるいは総務省等の上位法に基づいて、全国統一のそういった規定を定めて今後やろうとしているのか、その辺どうなのかなと、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 今回うちのほうで出させていただいた番号制導入におきましての、納付書への個人番号とか、そういうものを入れてくださいというものでございますが、これは平成28年の1月から社会保障・税番号制度の導入についてということで、そこを目途にしてやっております。

この前も5月12日ですか、役場の職員も何名か水戸のほうに行って研修等を受けられております。それでいろいろ研修しながら今から進めていこうということで、今、準備を進めているところでございます。

全面的に動き出すのは、平成28年の1月からだということ聞いております。

これは、まず国の機関から情報提供ネットワークの使用が開始されまして、町のほうで

私どもが動き出して使えるようになるのは、平成29年7月を目途に開始するというところで動いているということで聞いております。

続きまして、個人情報の安心・安全の確保をどうするのかというご質問でございますが、制度面の保護措置としましては、法律に規定あるものを除いて、マイナンバー制を含む個人情報収集したり保管したりすることを禁止しておりますということでございます。

特別個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視、監督を行い、さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっているということでございます。

また、システム面の保護措置としましては、個人情報を一元化するものではなく、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理するというところでございます。

また、行政機関の情報のやり取りをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、それから、システムにアクセスできる人間を制限したり、それから、通信する場合は暗号化をして何かわからないようにして使うということでございます。そういうふう聞いております。

○副議長（五十嵐辰雄君） 12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 3回目になりますけれども、まだ施行前ということで、あやふやな点、私ども理解されない面があるんですけども、カードですから、これは必ず不正利用ということは考えられるんですね。その不正利用された場合の記録を残すシステムといますか、そういうのを構築する必要があると思います。これは国のほうでもやられると思うんですけども、町のほうでも積極的にひとつやってほしいなと思います。

それから、通告はしていないんですけども、附則第9条関係の個人町民税の寄附控除額に係る特例等、これは今大変に全国的にと言いますか、納税者の関心が高いと言いますか、国民の関心が高いものですから、これを納税者に周知させる必要があると思うのです。ですから、その辺の広報活動も、ただ条例を改正して議会に説明したから、それでいいというのではなくて、これを最終的に利用するのは納税者ですから、町民ですから、広く周知徹底を図っていただきたいなと思います。

それから、今回は税改正に伴ってこの名称が、法律の名前が出てきたので税務課長にお聞きしているんですけども、役場のどこかの課が中心になって、それを専門的に窓口になって住民に対応していただきたいなと、一つの要望を含めて質疑を終わりたいと思います。

○副議長（五十嵐辰雄君） 以上で質疑が終わりましたので、議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 私は、議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決

処分について、その理由についてお伺いいたします。

自治法第179条の1、議会が正当な理由がないにもかかわらず議決すべき事件を議決しない場合の中の、どの場合に当たるのかをお伺いいたします。

今回私がこのことをお聞きいたします理由は、例えば、4月中に臨時議会を開くことは可能ではなかったのかということをお聞きしたいからでございます。

4月1日施行のこの条例について、大変緊急を要したものであったのか、その専決処分について、4月中に臨時議会を開いてということも可能だったと思うのですけれども、そのあたりの経緯をお伺いいたします。

あわせて下の4行に書いてございますが、自治法180条1の議会の議決によるべきこととされている事項でも、当該地方公共団体にとっては軽易な事項であると考えられるものということに当たるということで、この専決処分がなされるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） まず、今回の専決の背景ということでございますが、今回事前に茨城県の担当課から、3月31日に国会で法案がぎりぎりを通る予定だと事前に連絡が入るわけです。法案は出していますので、今回は3月17日ごろそういうものが来ますのでということで事前にあつて、それで準則といって標準のものが送られて来ます。そのとき総務省の職員とか茨城県の職員が詮索しながら一生懸命つくっていますので、それで施行令とかそういうつくりというのは後になって、法律が先に走っていますので、それでやりながらやり取りしている状況です。

それが送られてきて早急に、それが3月31日に決まったならば、うちのほうも続けて4月1日施行でしたならば、それこそ夕方に決まったならば、町長に31日に決裁をもらって4月1日に公告ということで一生懸命動くような形で、切羽詰まってこれは毎年やらせていただいているところであります。

そういう背景で、今回も3月31日公布の4月1日施行ということでやらせていただいているんですけれども、確かに今回平成28年の1月1日施行とか、そういうものも確かにありました。番号法の改正は平成28年の1月1日施行で、あと法人事業税とかたばこ税の改正についても4月1日で、番号法の改正が平成28年1月1日施行になりますが、それにあわせてやらせてくださいということで平成27年3月31日公布になっているわけです。

あと、たばこ税の改正なども廃止しますというのが平成28年4月1日になっているんですけれども、それって上位法で決まっています、そのものが落ちてくるだけなので、こっちは上位法にあわせてつくるだけのシステムですので、その辺はご理解していただきたい。

今回、これらが一緒になって税改正されていますので、3月31日に公布されております。それを一体としてやりますので、結局、時間がないのもあったんですけれども、関連性と

か住民への周知を考えた場合には、それでやらなければならないということでやっております。これはどこの市町村でも同じような形でやっておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） お答えありがとうございます。

それで、私が先ほどお聞きした、4月中に臨時議会を開くことは可能ではなかったかということについて、もう一度お伺いして終わりますけれども、4月中に臨時議会を開かなかったということは、議会を開くことに対して出る費用を節減する、経費を節減するという意味で開かなかったということでしょうか。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） もう一度あれなんですけれども、今回の利根町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されております。原則として、そのものが4月1日から施行してくださいということでございますので、あした1日しかございませんので、今回の場合もファクスで4時か5時ごろ流れてきました。通りましたよと、それであわてて決裁をもらって、町のほうのものをつくるものでございますから、そうすると地方自治法第179条第1項の普通地方公共団体の長において議会の議決をすべき事件については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めるときによりということ、3月31日に専決処分させていただいております。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑が終わりました。

次に、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 専決処分に対する町長の基本的姿勢、考え方をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

専決処分に対する町長の基本的姿勢ということでございます。

長の専決処分については、地方自治法第179条の規定により、ご存じのとおり定められているということでございます。専決処分については、議会において議決すべき事件または決定すべき事件に関して、必要な議決または決定が得られない場合において、補助的手段として長に権限が与えられているものでございます。

長の専決処分については、平成18年の地方自治法改正前においては、議会を招集する暇がないときとされておりましたが、地方制度調査会の答申において、制度本来の趣旨に即した要件の明確化等を図るべきであるとされたことにより、専決処分のあり方が見直しされたところでございます。

専決処分が認められる場合ですが、在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合な

どで議会が成立しないとき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときなど、その議決すべき事件を専決処分することができるかとされております。

石川税務課長が言ったように、議会の招集する時間的余裕がないこと、先ほど税務課長が説明したとおり、3月31日に、それも夕方に来て4月1日から施行しなさいよと、石山議員がおっしゃったように、議会を招集する時間がないということは、これは明らかでありますので、それで専決処分をするということでございます。

今回の提出議案は、そのうち普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するものと判断しております。

ご理解はしていただいたと思うのでありますが、こうしたことで提出いたしました専決処分の議案につきましては、さきの3月の定例議会の会期中では改正に向け要件や準備が整っていなかったこと、また、次期定例議会招集まで待っていては執行すべき時期を見失ってしまうことで専決処分を行い、自治法の規定により次期議会、このたびの臨時議会で報告させていただいたということでございます。

いずれにしても、私の自由裁量で専決処分を行うものではございません。関係法令等の施行時期や適用の時期など、適法であるかどうか客観的見地から処分を行っていく考えでおります。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

○議長（井原正光君） 新井議員、発言を求めるときは、挙手をして意思表示をしてください。

やりますか。

2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

②③にあわせてやりますけれども、私の調べたところでは、地方税法の施行令が26年の11月4日、そして施行規則が26年の12月22日、通達が、調べたんですけれども、これは最新の通達がいつ発令されたのかわからないんです。ネット上ではわからない。ですので、どこでストップしたのか、県なのか、先ほどのお話では3月31日夕方の4時ぎりぎりにファクスで届いたと、そうするとこの原因は県にあるのか、国にあるのか、そこが正直知りたいです。

町の職員の皆さんは本当に大変だと思います。私も税法をかじっているのでよくわかるんですけれども、でも、県がもし怠っていたら県の責任ですね、その辺を明らかにしたいので教えてほしいと思います。

国の通達はいつ出たのか、県は指示文書が出たのはいつか、その辺を教えてください。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） まず、地方自治法の一部を改正する法律案が法律となりましたのが平成27年の3月31日、議案番号が2号でございます。27年3月31日に最終的に参議院を通過しまして可決しております。

これに基づきまして、市町村第1000号で、平成27年3月31日付で茨城県総務部長より市町村税条例の一部改正についての通知で、平成27年3月31日付で総税市第23号より、総務省なんですけれども、総務省より自治税務局長から通知がありましたのでということで、茨城県から連絡がそれをつけて入っております。

その内容ですが、総税市第23号で平成27年3月31日付で総務省自治税務局長より、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、今言ったものですが、そのほか地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和27年総務省令第38号）が平成27年3月31日それぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日から施行されることとされました。これに伴い別紙のとおり、正式に言いますと市町村条例の一部を改正する条例、市町村の都市計画税条例の一部を改正する条例及び市町村の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を送付しますので、この旨、貴都道府県の市町村内にもご連絡くださいということで、3月31日の分が入ってきております。

ただこれは、1回メール、ファクスで流して、その後、日にちを置いて来るような形にはなるんですけれども、そういうことです。

○議長（井原正光君） 2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

正直、私もさらに施行令、施行規則が追加で出ていたというのは気がつきません。ネット上でものっけいなかったです。ですから、その辺は後で教えてほしいと思います。

これを調べているときに感じたのは、さっき井原議長がおっしゃったように、こういうふるさと納税の問題なんか議会が早く察知して、よその市町村では、懸命にふるさと納税を使って税金を呼び込んでいます。そのことを、このどん詰まりでやるんじゃなくて、議会と行政が一体となってふるさと納税を利根町に呼び込む、そのことを一生懸命ここでは議論すべきだなと、本当に思いました。

税務課も本当に大変だと思います。ぎりぎりで来ている。だからある意味では、今の話が本当だとすれば総務省もふざけていますよね。そういうことで議会も我々も真剣に頑張っていないと、よその市町村に負けるなど。

マイナンバー制度、これ市町村の20日から開かれる、これはマイナンバー制度のところだけやる、満席なんですよ。今から申し込んでもだめなんです。私は実はこれ聞いたかったんですけれども、だめということで、こういう無料の、東京ビックサイトで開かれま

すけれども、こういうことを利用して、職員をどんどん派遣して勉強していったらいいかなと思いますね。かかるのは交通費だけだから、余計なことですけれども、ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第26号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 私はもう終わりましたので結構です。ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第27号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） すみません。質問を取りやめます。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第28号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は5名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、1点、質疑をさせていただきます。

款6商工費の中で商工振興費、負補交の中で町内共通商品券販路拡大事業補助金2,320万2,000円、この中で説明によりますと、子育て家庭、さらにはシニア応援という説明がありました。どのようなことで応援するのか、それから、全体の内容、それをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

まず、プレミアム商品券の販売につきましては、利根町商工会にお願いをいたしまして実施をいたします。

実施の内容といたしまして、全体のまず内訳といたしましては、1万円で1万2,000円分の商品が購入できる商品券、こちらを1万2,000セットの販売を予定しております。

そこで先ほどの子育て家庭につきましては、国からの補助金を受けまして900世帯分、900セットを計上してございます。こちらは通常の一般の方は1万2,000円の券を1万円で買えるんですけども、キッズカードを提示することによって、さらに2,000円割り引けるといいうものでございます。ですから、1万2,000円の券が8,000円で購入できるということになります。

シニアの応援につきましても、やはりシニアカードを提示することによりまして、2,000円の助成が受けられるということになってございます。ですから、シニアの場合にはキッズと同じように1万2,000円の券が8,000円で購入可能だとなっております。

予算の中ではとりあえず国の補助金 coming しているのは、シニアの分としては1,000人分で200万円の補助金がまいってございます。

キッズ・シニアカード利用で購入者が今回の予定数よりも多くなった場合でも、割引で販売は行うということで、現在のところ計画しております。

○議長（井原正光君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 全体の中身、大体わかりました。

まず、このシニアカード、実際は8,000円ですけども、1万2,000円分買えると、それで今のところ1,000人分を予定しているということですが、シニアカードを交付されるのは65歳と聞いていますが、今65歳と言いますと利根町全体では恐らく5,000人以上いますね。

それで、ここでお尋ねしたいのは、今現在65歳の年齢以上過ぎた方でシニアカードを実際持っている方はどのくらいいるのか、わかればお願いしたいと思います。

さらに、今回のシニアカードを持っていますと1万2,000円分が8,000円で買えますよと、それは当然行政としたら黙っているわけにいきませんよね。逆に、こういう制度がありますからぜひ使ってくださいよと、そういうことですよ。それに対して、どのように持つ

ていない人に対してアピールをするのか、その点。

それから、子育てもカードが要るとかさっき言っていましたよね。その子育てカードの分もどうなのか、全体で持っている人はどのぐらいいるのか、それもお伺いしたいと思います。

今回の地方創生というのは、地方を元気にするという目論見だと思うのです。利根町、特に商のほうは、こんなこと言っては大変申しわけないんですが、元気がないですよね。ですから、今回のこの制度を利用してどのようにして商のほうを盛り立てていくのか、行政の考え方、その辺をお伺いしたいなと思います。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、シニアとキッズ、こちらのカードの発行数ということですが、現在手元に資料がございませんので、こちらは後ほどお知らせをしたいと思います。

対象者は、まずシニアの場合は利根町6,242人の対象者がございます。そのうちの概ね7割の方が購入できるまでの今回の予算になってございます。大体4,500人弱と。

子育て家庭につきましては、全体で1,072世帯ございます。そのうちの900世帯分ということでの計上でございます。

それから、広報はどういうふうにお知らせをするのかということにつきましては、まず、6月の広報にこちらの記事を載せまして、全戸に知らせると。それから、戸別に各家庭にお知らせの通知を経済課のほうから発送する予定でございます。

また、商工会独自でも新聞折り込みでチラシを入れることになってございますので、今のところは3段階のお知らせになろうかと思えます。

最後に、利根町の商業どうなんだということでございますけれども、こちらの策につきましては、総額で1億4,400万円の額面の商品券が出ます。これが町内で消費されるということになりますと、かなり消費の拡大にはつながろうかと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） はい、よくわかりました。

この質問に対しては、ほかの議員も多く出ていますので、ただ一つ、これから商工会、この期間だけ商の人たちが潤うのではなくて、これから先のことも、商工会と経済課、町全体でよく話し合っ、何とか今の商工会を盛り立てていくように、ぜひともお願いします。

これで終わります。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ページ11の歳入、款項目、地方交付税ですが、額としまして3億4,282万6,000円です。その内訳ですが、普通交付税が239万3,000円です。それで特別

交付税が3億4,043万3,000円です。そこで通告しましたけれども、特別交付税の算出につきましてお伺いします。

この中には、いわゆるルール分というのがありますが、このルール分についてどうなっていますかお伺いします。

それから、交付税の交付時期と用途についてですが、地方交付税について、それをまずお伺いします。

それから、今、若泉議員も質疑をされましたけれども、16ページ歳出の町内共通商品券販路拡大事業で2,367万9,000円でございます。これは一般会計補正予算（第7号）に出ました1,864万1,000円との合計ですが、今の答弁によりますと総額で1億4,400万円程度の商品券の発行と、そして販売方法ですが、これは商工会のほうに委託すると、販売時期ですが、大分新聞、テレビ等で報道していますので町民は早く買いたいという希望が多うございませうけれども、いつごろから販売いたしましょうか。

あとは、商工会に委託する場合の委託料ですね、予算上の金額につきましてお答えください。

それから、前にも商工会に委託して商品券を発行しましたけれども、町の一般の小売商業ですが、今度は1億円以上ですから、やはり買ったからには少くく大型スーパーで買いたいという希望もあると思うのですが、町には何軒か大型スーパーがございませうけれども、これにつきましては町当局では用途の制限か何かあるのでしょうか。

それから、販路拡大でございますが、これは需要喚起と相乗効果でございますので、ただ消費者が1回買って使ってしまったらだめなので、これを有効に町の消費の喚起につながるような当局のお考えですが、どのようなお考えがございませうかお伺いします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） それでは、地方交付税のうちの特別交付税の算出ということでございますが、まず、初日の補足説明の中でご説明しましたけれども、その内訳につきまして、もう一度説明させていただきます。

通常分の特別交付税としましては5,866万1,000円でございます。震災復興特別交付税として2億8,177万2,000円でございます。この震災復興特別交付税の内訳としましては、主に龍ヶ崎地方塵芥処理組合で行いました復興事業に係る経費としまして2億1,722万6,000円が交付されております。残りの分につきましては、町で行っております道路災害本復旧工事の事業費に対して交付されたものでございます。

実際の算出方法ということでございますけれども、特別交付税の通常分としましては、（2）で質問しているルール分と（3）で質問している特殊事情に分類されて算出し、交付されるものでございます。

また、今、説明しました震災復興特別交付税は、平成23年度国の三次補正から毎年度、

東日本大震災からの復旧、復興事業に係る地方負担分としまして、通常の特別交付税とは別枠で個々の被災団体に対して交付されているものでございます。

通常分のルールにつきましては、特別交付税のルール分ということでございますけれども、特別交付税は普通交付税の補完的な機能を果たすものでありまして、普通交付税で措置されない需要額に対しまして交付されるものでございます。

具体的に言いますと、特別交付税に関する省令に定められている項目に対して、町にその必要がある場合に、毎年度交付されるものが、いわゆる特別交付税のルール分としているものでございます。

次に、特殊事情等につきましては、今説明しましたルール分以外の部分となります。

利根町において普通交付税に算定されない特別な事情について交付されるものであります。その中には、例えば台風等の自然災害による被害なども含まれております。

このルール分と特殊事情等による合算額が、通常の特別交付税として交付されるものでございます。

また、今回説明しました増額補正の大部分を占める震災復興特別交付税は、この通常の特別交付税とは別枠で、先ほど説明しましたように、平成23年度から被災団体に対して交付されるものでございます。

続きまして、4の交付時期と用途につきましては、まず、交付時期としましては12月と3月でございます。12月には大体総額の3分の1以内が交付されます。3月の年度末ぎりぎりに残りが交付されるということでございます。また、今、別枠で交付されている震災復興特別交付税につきましては、9月と3月に交付されております。

用途につきましては、通常分の特別交付税につきましては、一般財源として取り扱っております。

また、震災復興特別交付税につきましても、予算上は一般財源となります。しかし、これまでの東日本大震災からの復旧復興事業や原発事故関係の除染等の事業に対して交付されたものでありますので、その事業に充当しているということでございます。

今回の増額補正の震災復興特別交付税分としましては、先ほど言いましたように、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の復興事業に係る分につきましては交付されてあるもので、この塵芥処理組合の負担金が平成26年3月の一般会計補正予算（第7号）で負担金2億725万1,000円を予算計上しております。その際に財政調整基金を繰り入れしまして補正しております。ですから、今回増額補正によりまして、この震災復興特別交付税による歳入増につきましては、財政調整基金に繰り戻しということをさせていただいております。

○議長（井原正光君） 次に、大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、お答えをいたします。

ご質問の中の販売高については、先ほども申し上げましたように、商品券の額面1万2,000円の券が1万2,000セット、総額で1億4,400万円になります。

次に、販売方法でございますけれども、大もとは商工会のほうにお願いをして販売をするんですけれども、販売場所につきましては、現在、5カ所を予定しております。

また、引き続き商工会におきまして販売場所をふやすべく交渉をしておりますので、今後、5カ所からまたふえる可能性もございます。

それから、販売時期でございますけれども、7月1日から販売を開始いたしまして、売り切れ次第終了となります。

次に、発行委託料ということでございますけれども、予算の中で商工会のほうに補助金として予定しています金額が4,078万円を予算計上しております。

次に、大型スーパーの件でございますけれども、前回までの商品券につきましては、大型スーパーは入ってございませんでした。今回は経済課の職員と商工会の職員で大型店にお伺いをいたしまして、直接お願いをいたしました。その結果、ランドローム、ヤオコー、マツモトキヨシ、サンドラックということで参加をいただけるということになってございます。

また、大型店での制限ということにつきましては、1万2,000円の額面のうち5,000円が大型店で使えると、残りは一般の商店で使えるということでの取り決めになってございます。ですから、大型店につきましては総額のうちの6,000万円、それから、一般の商店には8,400万円ということでの割り振りになるかと思っております。

次に、販路拡大は一過性で限定的と思うが、需要創出への波及効果はということでございますけれども、プレミアム商品券につきましては、地域振興に貢献をいただいております町内の商店等におきまして、共通して使えるということになってございますので、地元消費拡大、また地域経済の活性化、こちらにはかなりの効果があるものと考えております。

最後に、需要創出への波及効果につきましては、プレミアム商品券販売終了後、商品券の利用実態に関するアンケートを全世帯に対し実施をいたしまして、その結果で効果が図れるものと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質疑をいたします。

交付税の申請でございますが、申請については県や国のほうで適正に評価、算定はされていると思います。町のほうでは、県のほうに普通交付税、特別交付税を申請して、申請書の金額どおり交付になったかどうか、その点、お伺いします。

一般に交付税は、特に特別地方交付税は算定が曖昧であると、これは前から言われています。今でもいろいろありますけれども、はっきりした基礎がわからないんですね。それで今、特別交付税法によりまして、その算定が納得いかない場合は、市町村長は総務大臣に対して意見書を出せるという規則もあります。総務大臣はその意見を真摯に受け入れて、今度は地方財政審議会に報告すると、そこでもう一度算定し直して慎重に対応するという

方法がありますが、確かに町当局でも、交付税を申請して、そのとおり満足にいくような交付税が交付されたかどうか、その点をお伺いします。

それから、私も議員としましても、機会があれば交付税の金額だけでなく、交付税の内容について、普通交付税、特別交付税、これは相当細かな算定基礎がありますけれども、そういうものの理解を深めることも過言ではないと思います。その点、もう一度企画財政課長、お願いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） それではお答えします。

まず、申請どおりに交付されているのかということでございますけれども、五十嵐議員ご存じのように、国の全体の地方交付税総額のうち、96%分が普通交付税として交付されています。残りの4%が特別交付税として交付されています。普通交付税に関しましては、基準財政収入額、基準財政需要額という細かい算出表がありますので、その数値に基づいて財政の収入より需要のほうが多い団体につきましては、その額が普通交付税として、申請額がそのまま交付されております。

ただし、特別交付税につきましては、先ほど言いましたように、普通交付税で算定されない部分が特別交付税として交付されるものでございます。特別交付税につきましては、先ほど言いましたように、自然災害が主に各市町村に交付されております。その年に全国で自然災害等が大きかったりすると、その自治体に優先的に特別交付税が交付されることとなります。そうすると、残りの特別交付税分が各都道府県に対して配分されるわけでございます。県内で各市町村の特別事情に応じて、特別交付税が配分されて交付されるということでもあります。

利根町としましても、平成26年度でいいますと、普通交付税に算定されない需要額として14億円ほど県のほうにはヒアリング等を行っております。でも実際には今回交付されたように8,000万円強の特別交付税分しか交付されていない状況でございます。

ですから、普通交付税につきましては算定どおりということでもありますけれども、特別交付税につきましては、なかなか利根町の財政需要に応じた交付税は交付されていないのが現状でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 最後の質問でございますが、地方交付税は国税の5税ですね、そのうちの96%プラス4%、今、国のほうは全体的に税収が減っていますけれども、交付税は年々上がっています。そういったギャップというのはどうやって解消するのでしょうか。国税は下がっていますけれども、交付税は上がっていますね、そのギャップが相当ありますけれども、そういうところをお伺いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 地方交付税の原資となるのは、国の所得税を含めて5税

です。その所得税等につきましては、最近では収入が若干伸びていると国は判断していると思います。それに見合って地方交付税が総枠が決められております。ここ何年か、若干伸びてはいますけれども、ほぼ同額のような状況だと思っております。

ですから、普通交付税におきましても、その算出方法があります。利根町の中の需要に対して収入があるわけですので、利根町の場合は減収が続いておりますので、どうしても需要より収入のほうが少ないということで、昨年よりは普通交付税は若干多く交付されているような状況でございます。

特別交付税につきましては、先ほど申し上げましたように、余り読めない状況でありますので、当初予算でも3,000万円を計上している状況でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質疑通告者は議長である私です。

会議規則第53条の規定により、議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長は議長席をお願いをいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の質疑と発言の間、副議長である私が議長の職を務めます。議事運営にご協力をお願いいたします。

引き続き議案第29号に対する質疑を行います。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、質疑をいたします。

まず、執行部に注意を申し上げておきますけれども、既に議員に配付された議案の差しかえはできませんから、今後は一切、議長としてはそういうのは受け付けませんので、その辺は十分に注意をなさるようお願いいたします。

また、修正等については議決項目、項までの修正は認めませんので、よろしく願いしたいと思います。

それでは質疑に入ります。

6ページの第2表繰越明許費の補正についてお伺いいたします。

繰越明許費、年度内に事業が終わらないで、翌年度に使うということでの補正でございますけれども、この繰越明許費の補正というのは、年度ですから3月、年度の遅くとも3

月末までに議会の議決を得なければならないと私は理解しているんですけども、今回の専決した理由は何なのか。議決事項であると私は認識しておりますので、その辺の見解を求めるものであります。

それからもう一つは、7ページの第4表地方債補正、これももちろん議会の議決事項でありますけれども、この起債等の変更、これは専決でやらなくても、前に既に事業費はわかっているわけですね。3月31日ぎりぎり証書借り入れ等を行わなければならない、その理由が私はわからないのですよ。その前にやってもいいと思うのですけれども、議決を経ないで専決処分にした、その考え方ですね、それをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、17ページの都市再生整備計画費、7款2項3目の財源内訳、これが地方債が5,490万円削られていて、それで特別交付税3,962万3,000円、それから、一般財源として1,527万7,000円充てられていますけれども、こういう大きな金を町長が独自に財源内訳として使っているのだろうか、しかも専決でもってやらなければならないのだろうか、私、疑問に思っているんです。

この辺について、企画財政課長、お考えをお聞かせください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 専決処分の見解、考え方等ということでございますが、各質問項目に基づいて、まず専決処分をした経過とその必要性というか、考え方についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、第2表の繰越明許費の補正の1変更の部分の町内共通商品券販路拡大事業の増額につきましては、専決処分までの経過をご説明しますと、この町内共通商品券販路拡大事業は、国の平成26年度補正予算で地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型の交付金による事業でございます。

ことしの2月に交付金の試算限度額として3,500万円の通知がありまして、プレミアム商品券の発行枚数を検討したところ、毎年販売しているプレミアム商品券の実績から考えまして、この3,500万円だけのプレミアム商品券の販売は難しいと当初は考えておりました。

次に、それでプレミアム商品券の7,000セット分の事業費を国に申請しまして、同時に平成26年度3月議会定例会におきまして、一般会計補正予算（第7号）におきまして、その事業費1,850万円を繰越明許と歳入歳出補正予算を提出して議決をいただいたところでございます。

その後、国から、当初試算額で示した額と概ね同じである3,530万9,000円の交付金の決定が、全額を事業執行するという条件つきで3月26日付で決定通知がございました。そこで急遽7,000セットから1万2,000セットに増刷することとしまして、繰越明許と歳入歳出補正予算の専決処分を行ったものでございます。

また、茨城県においても、県に交付された地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型の交付金によりまして、市町村が発行するプレミアム商品券の発行事業に対し

て、今の1万2,000セットを3月25日付で380万円の内示がありましたことから、先ほどの国の交付金と合わせて専決処分を行ったものでございます。

このように、国、県からの交付金の決定が議会定例会終了後の3月末であったこと、また、今回の補正にも含まれておりますけれども、3月31日付で歳入が確定する款7までの各種交付金や、基金を充てている事業が3月31日付で確定することより、歳出の減額補正とあわせまして、その減額分を基金に繰り戻す補正予算を例年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいているところでございます。

そういうことがありましたので、今回の3月末に決定しました歳入歳出に関しまして、第2表の繰越明許費の補正と関連する歳入歳出補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

この専決処分の必要性ということでございますけれども、今説明しましたように、平成26年度補正による地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型の交付金による事業でございますので、国は平成26年度予算に計上しなければなりません。そしてその予算を平成27年度まで執行できるように、繰越明許費を設定する補正予算措置を平成26年度中に行わなければならないということから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、2の廃止の事業名、防災施設費につきましては、やはり同じ交付金の地方創生先行型の交付金による11の事業を国に申請しまして、平成26年3月議会定例会で補正予算(第7号)において予算化しまして議決をいただいたわけでございますが、その中で3月26日付で備品購入だけの事業は不採択という決定通知がございました。ということから、1の変更と同様に専決処分をさせていただいたものでございます。

この専決処分の必要性ということでございますけれども、一般会計補正予算(第7号)において事業費を予算化してありましたので、その事業に対する交付金が不採択となったため、この事業を平成26年度予算では執行できませんので、予算を減額する必要から、平成26年度中に補正予算措置をしなければならないということで、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、第4表地方債の補正でございますけれども、1変更の利根北部地区基盤整備事業債につきましては、歳出の16ページ、款5農林水産業費、目5農地費で事業決定によりまして利根北部地区基盤整備事業負担金を1,836万8,000円の減額補正をしております。これも、この決定がやはり3月23日にありましたので、先ほどと同様に専決処分をさせていただいたものでございます。

これも専決処分の必要性ということになれば、負担金の決定により年度末に決定され減額となったことから、歳出予算を減額する必要があり、また、その分の歳入である起債の事業債も減額しまして、それにあわせて歳入の町債も減額することから専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業債につきましては、次の質問にありますように、17ページの款7土木費、目3都市再生整備計画費の財源内訳の変更とも関連しますので、あわせて説明させていただきます。

まず、17ページの目3都市再生整備計画費につきましては、そちらに計上してある都市再生整備計画事業の中には4本の道路改良工事が含まれております。この工事につきましては、国からの社会資本整備総合交付金の事業として実施しております。この交付金の事業としましては、交付金が40%いただけると、残りの事業費の原則90%がこの社会資本整備総合交付金事業債により事業を行うことができると、かなり有利な事業でございます。

そこで、7ページに戻りまして、第4表の社会資本整備総合交付金事業債につきましては、平成26年度の当初予算でその4本の工事の事業債分を1億1,740万円計上しておりました。そこで4本の道路改良工事が年度末に至りまして竣工検査を受けまして確定したことによりまして、その4本のうち1本を復興まちづくり支援事業交付金基金ということがあります。その支援事業交付金の事業に1本だけ該当するというので、その1本分をこの基金から繰り入れしてございます。残りの事業費確定による3本分の事業債が減額後の6,250万円ということになって減額補正したものでございます。

この第4表の事業債の補正によりまして、款20町債の歳入が減額補正することができることとなります。

歳入を確定する意味からも、年度内に補正予算措置を行う必要が生じたので、先ほどの第2表と同様に専決処分をしたということでございます。

その竣工検査が年度末である3月18日、または27日と年度末に行いましたので、その時期から考えまして、議会定例会終了後でもありますし、3月末までに時間がなかったこと、また、先ほど言いましたが、例年3月31日付で歳入歳出の専決処分をいただいていることでもありますので、その分と合わせまして、今回の第4表地方債補正と歳入歳出補正予算を専決処分させていただいたものであります。

次に、17ページに戻りまして、目3都市再生整備計画費の都市再生整備計画事業につきまして説明申し上げますと、地方債の補正で説明しましたように、4本の中には町道112号線、文間保育園の前の道路でございますけれども、この町道につきましては平成26年3月に改定しました利根町防災計画の中で、緊急輸送道路に位置づけられております。この輸送道路であれば、道路改良工事についても復興まちづくり支援事業交付金が使えるという県の判断を受けまして、今回事業が確定していたことから、この112号線分の事業費3,962万3,000円、要するに財源内訳のその他の欄に書いてあります3,962万3,000円に基金を充てたわけでございます。

この復興まちづくり支援事業交付金の基金を今回事業費に充てた理由としましては、この交付金の経緯をご説明しますと、平成24年3月に1億200万円が交付されまして、その際に議会の議決を得まして基金を設置しまして、そちらに積み立てておいたものでございま

す。この交付金につきましては、平成27年度末、要するに今年度末、28年3月31日までに全額を使い切らなければならないと、これまで復旧復興に要する事業の経費に充ててきましたけれども、東日本大震災による町の復興事業につきましては、震災復興特別交付税や各種交付金を活用しまして、ほとんど終了してきております。その中でこの復興まちづくり支援事業交付金が使え的事业がなかなかなく、現在約8,000万円ほど基金残高が残っております。

そこで今回、町道112号線に対する予算で、当初予算では社会資本整備総合交付金等を使って当初予算を計上しておりましたけれども、先ほど言った112号線が緊急輸送道路であれば道路改良工事もこの交付金が使えるということで事業費が確定しましたので、その事業費全額を基金として充てたものでございます。

今、交付金の話をしましたけれども、この交付金も今回112号線を入れてもまだ残額があります。現在事業を検討中でありまして、まとまりましたら次の6月議会、または9月議会に補正予算を計上する予定でありますので、そのときはよろしくお願ひします。

次に、2の廃止の災害援護資金貸付債につきましては、やはり3月31日まで借り入れ申し込みができますので、そこを待って今回専決処分を行ったものでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） いろいろ細かく説明をいただきましたが、私が聞いているのは、この議会で議決を得なければならなかったのに、なぜ議会で議決を得る行為をしなかったかということを知っているんですよ。簡単でしょう。

専決処分云々は、先ほどからいろいろな議員方が聞いていますから、それはそれでいいんですよ。余り細かくそういうふうに答弁されると、私も質疑でなくて質問みたいになってしまうおそれがあるので、やめますけれども、要は、議会で議決を得なければならない項目をなぜ専決処分にしたかと、ただそれだけのことですよ。

それで今いろいろ、3月26日ごろ事業決定したとか言っていましたけれども、それはそれでもって私は理由にならないと思うのです。また考え方を言って申しわけないけれども、その前の段階で知事との協議で幾ら借りられるかというのは、許可制ではないですから、事前にわかっているわけです。ですから、それらも事前に議会にかけられると思うのです。それで予算の執行上、本当の軽微な変更についてのみ専決すればいいのではないかと考えているんですよ。

それからもう一つは、いろいろお金が来て使い切れない、どうしたらいいかと、こんないいことはないわけなんですけれども、要は幾ら余っている金であっても、こういう使い方というのは担当者としておかしいよね。だって起債は来る、補助金は来るでもって財源内訳をしておいて、一般財源これぐらいですよと言っておきながら、今度は専決処分であらうと変えて、起債は認められなかった、補助金は使わなかった、だから一般財源でもってこの事業が終わったから予算を計上して、それで業者に払うんだよと。それを専決処分

でやるというのは、私はどうも合点がいかないので、これを質疑したんです。

後で討論のほうで申し上げますので、もう1点だけ、議会の議決、我々の議会をいかに尊重してもらえるか、その点についてどういうお考えなのかお聞かせください。

○副議長（五十嵐辰雄君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 専決処分をなぜしたかということだと思っておりますけれども、先ほどから申し上げますように、3月の末に実際に事業費を確定をしております。その時点でないと歳出の減額補正はなかなかできない状況でございます。ですので、先ほどの条例改正までのぎりぎりの時期ではありませんけれども、3月26日、27日あたりに事業費が確定しておりますので、地方自治法第179条1項のところで時間的に余裕がないということで専決処分をさせていただいております。

また、地方債におきましても、例年3月31日付で専決処分をさせていただいております。やはり当初予算額に対して、地方債の充当率によって補正予算を計上しております。事業費が確定次第、もちろん起債も確定します。起債の申請も3月末になりますので、その時期にあわせて、どうしても専決処分になってしまうような地方債の減額補正の状況でございます。

今、地方債の減額補正をしまして、なおかつ基金を充てたということで、起債が認められない、または交付金が認められないというわけではございません。今回はあえて緊急輸送道路に該当するというので支援事業交付金が使えらるということで、あえて基金を充当して、残りの3本の工事に対して、交付金または起債を該当させたわけでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 決定してから予算を編成するというので聞こえるんですけども、平成27年度当初予算でも学校建築や何か、まだ補助金や起債は決定しないでしょう、それでも予算を組むでしょう。だから、予算と言うんですね、予め算出するんですから。ですから、担当者というのはなるべく議会にかけられるように、その前に起債でも補助金でも、それが本当に確定するのかしないのか、いちいち通知をもらわなくても事前にわかるじゃないですか。

皆さんがさっきからいついつの日付でもって来たからと、それを強調しているけれども、その以前に担当者というのはわかるわけですよ。それを今申し上げます。

ですから、なるべく議会を尊重して、議会に諮るように、特に起債関係とか繰越明許費とか、要するに議会の議決を得なければならないことは、必ず議会にかけて諮って、あるいはその前に事前に議会に、全協でも何でも開いてその説明ができるわけですから、こういうことですよということ言っていたほうが、私は財政運営上いいのではないかとということで、今回申し上げますと終わります。

答弁はいいです。

○副議長（五十嵐辰雄君） 次に、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 歳出で款2の総務費、目3の県議会議員選挙費で526万円の減額補正ということですが、人件費の時間外勤務手当というのが322万4,000円という大きな減額をしておりますが、この理由についてお伺いします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 石井議員の質問にお答え申し上げます。

県議会議員選挙及び次にあります衆議院議員選挙の報酬及び時間外勤務手当等、また報償費につきましての減額補正という形の理由をという質問でございます。

これは、昨年12月14日に行われました同日選挙におきまして、この財源はほとんどが県から交付されてございます。それで、急に衆議院が11月に解散されたことに伴いまして、別枠の目4で衆議院の予算を計上したということでございます。

また、これにつきましても交付決定が本年の3月25日が衆議院、また県議会につきましては3月31日に交付決定したことから、今回、決算ではなく補正の専決をお願いしたということでございます。

これらにつきましては、同日選挙ですので案分をしております。衆議院選挙の中に小選挙区と比例代表、国民投票の3票を投票していただくと、また県議選につきましては1票だということで、合わせて4票に対する交付でございます。全事業費の中の4分の3を衆議院、4分の1を県議会費で支払ったということで、その差額分を今回減額補正したものでございます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） これは501万7,000円の計なんだけれども、こんなに予算を持たなくても、現状この金額でできたということなのだと思いますので、こんなに減額しなくても本来はできたと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（五十嵐辰雄君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それではお答え申し上げます。

今回は当初県議会議員だけ目算で計上しまして、必要経費をこのように1,000万円ほど計上してございます。

先ほど言いましたとおり、昨年11月に急遽衆議院が解散されましたので、11月下旬の臨時議会の中で衆議院の予算を可決していただいたということでございます。

一緒になればいいこともあるんですけども、県議会は選挙を12月にやると確定していましたので、既に入場券の業務委託だとか横断幕とか懸垂幕の予算も執行していましたので、ここで一緒になって衆議院、県議ということよりも、最終的には県から予算が配分されますので、そこでわかりやすくしたほうが良いということで予算をしました。

また、ちょっとご説明させていただきたいんですが、県議の予算、実質501万7,000円ほど支出してございます。そのうち県からは492万7,000円が来ておりまして、町の持ち出し

が9万円でございます。また、衆議院につきましても822万1,000円の支出に対しまして799万4,000円ということで、22万7,000円が一般財源ということで、ほとんどが国、県ということでございます。

また一般財源持ち出しは通常の、これも交付決定なので、実は町で使うような需用費については交付対象にならなかったということで、一般財源になっているということです。

○副議長（五十嵐辰雄君） いいですか。

○1番（石井公一郎君） はい、わかりました。

○副議長（五十嵐辰雄君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） いろいろ聞いてもわからないので、後でじっくり聞きたいと思えます。ですから質問は撤回します。ここではらちが明かないみたいだから。

そういうことで、よろしくお願ひします。

○副議長（五十嵐辰雄君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第29号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

12番井原正光議員。

○12番（井原正光君） 私は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、反対の立場から討論をいたします。

まず、第2表繰越明許費の補正、また第4表地方債の補正は、議会の議決を得るべきものだとして理解しておりますが、それを専決処分し、承認の形をとっていると。我々議会を少し軽視しているのではないかとと思われる点があります。

また、7款2項3目の都市再生整備計画費の財源において、私から言わせれば、ずさんな財政運営だと言わざるを得ない。起債の借り入れの見通しが立たないのに、いかにも起債の借り入れの見通しが立っているように見せかけて、事業は計画どおりに進めております。事業が終わって、検査が終わって初めて業者に支払う段階が来て、実は起債が借り入れられなかったから、5,490万円を、一般財源を充当して業者に払おうとしている予算だと、私は理解しています。

ですから、もっと担当者は早い見通しのもとで、こういうことは実際でき得ると私は思っております。その時点で事業を縮小するなり、あるいは中止するなりすべきだと思っております。

5,490万円ばかりではございませんけれども、実は前のことを蒸し返して申しわけないんですけども、3月議会で審議いたしました議案第11号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第7号）の歳入、13款2項4目1節の国庫補助金でございますけれども、土木費国庫補助金都市整備計画事業分といたしまして4,167万5,000円が減額されているんですね。

このときは、私も議長の席で見ていたんですが、何ら質疑がありませんでした。

一方、歳出はどうなっているかという、これと同じ7款2項3目において、同じように財源の変更がされているわけです。今言ったように国庫補助金が4,167万5,000円削られていますから、この分について財政調整基金からこれを充てられている。都市再生整備事業に名をかりて、私は、だましたとは言いませんけれども、議会を軽視して、町民を愚弄しているような財政運営をしているように、目に映ってならないのですね。

ですから、町民の税金が議会にかけられずに、ただ専決処分によってこの多額の税金が消えていた、まさに泥棒に追い銭だと私は思っております。

確かに予算編成を編成する権限、これは町長のみで専属します。また、予算編成と執行の財政権ですね、これは町長のみで与えられています。しかし、予算の議決権は議会のみが有する権限であります。議会の議決なくして町長は執行することはできません。ただし、専決処分はちょっと例外扱いになっているようでございまして、議会で不承認になっても専決処分の効力は失わないという行政実例もあるようでございますけれども、このような多額のお金を、専決処分ですべて右から左に財源が消えていくような行為は、私はあってはならない。まして当議会では今後はこういうことは、私は絶対にあってはならないことだと思います。

この専決処分の扱いについては、いろいろ司法上で争っている団体もございましてけれども、私は司法で争う気はございまして、まず住民に問いかけてみたいんですよ。こういうのがただ単に、合わせて9,400万円ぐらいになりますか、これが補助金があるから、起債が借りられるからということでもって消えてしまったんです。それで、国から来ているお金が余っているから、それを基金にしているから、その中に突っ込んでしまえという安易な財政運営をしていることについて、私は非常に今後の利根町、余り財政規模も大きくありませんし、大変不安だという点で、この一般会計予算について反対の討論をいたします。

また、先ほど起債の件がございましてけれども、起債の件は地方財政計画上からも交付税等も絡んでまいりますので、ただ安易に、協議制だからといってそう簡単にそれを取りやめたり何かすることは、私はできないと思っておりますので、しっかりとした今後の財政運営を望みます。

○副議長（五十嵐辰雄君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番石井公一郎議員。

○1 番（石井公一郎君） 今、井原議員が税金を思うがままに使っていると、このようなことはみんなに諮ってやっているわけですから、私は専決は専決として捉えてもらわなくてはしょうがないと、だから私はこの専決処分については賛成します。

○副議長（五十嵐辰雄君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

採決が終わりましたので、議長の職を交代いたします。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第30号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって若泉昌寿議員の退場を求めます。

〔10番若泉昌寿君退場〕

○議長（井原正光君） 本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 利根町監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、若泉昌寿議員の入場を求めます。

〔10番若泉昌寿君入場〕

○議長（井原正光君） ただいま監査委員に選任されました若泉昌寿議員の挨拶をお願い

いたします。

〔監査委員若泉昌寿君登壇〕

○監査委員（若泉昌寿君） ただいまは、私を監査委員として皆さん選任していただきまして、ありがとうございました。今まで4年間、監査委員として任務を果たしてまいりましたが、監査委員の重要性というのをしみじみ感じました。

これから4年間一生懸命やりますので、どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回利根町議会臨時会を閉会といたします。

なお、第2回の定例会は来月6月2日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

利根町議会副議長 五十嵐辰雄

署名議員 石井公一郎

署名議員 新井滄吉